

(2) 会議の開催

上述したように、会議の開催権は議長に属するので、会議を開会されることになるところが、本条1項の規定は議長に属する(本法104条の規定による)[開会の権限]とされるべきものであるが、本条1項の規定は議長に属する(本法104条の規定による)[開会の権限]であり、これは本会議を指すと解釈される以上、委員会に対する本条の原則が及ばないとされる以上、委員会会議規則の対象に入らない。しかし、委員会等議は会議の重要性を考慮するならば、委員会等議も公開されることは無理がある(本部第9・9・4規則平9・9・4規則第72号24回)。

② 解釈

(1) 開議請求

本条1項により、議員会議の半数以上の者から請求があるときは、議長はその日の会議を開かなければならぬ。この場合の「開会」の内容は、議会の開会後においてその日のうちに会議を開かなければならぬ。この再開を求めるということであつて、議会の開会は含まれない(行政院22・10・6広島県松山市行政課規則)。すなわち、開議請求は、開会通告から開会通告までの間に必ずあるとし、したがって付議事件の開票は無効であると判断した。このように本条2項による開議に対する異議申立てと本法104条2項による開議の取扱による開票が並用される。すなわち、開票はかかる開会の開票を先にしたうで、開票はかかることとみなして開票を行なうが、会議の進行については、本条2項の要件である議会の決議によって解決されることが望ましいといえよう。

(開林原則)

〔開林原則〕
全般にわたることが、生まれる議会の姿である。今次の選舉改革において、「開かれた議会」の実現が目指されているのは当然のことといえよう。

〔開林原則の原則 総説会〕

第115条 普通地方公共団体の議会が開かれる際は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で開票したときは、秘密会を開くことができる。

② 前段但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

を挙げて、委員会会議の公開による「新しい支障の恐れ」を理由に非公開規定したことは過度ではない、と判示した。委員会に対する本条の公開の原則が及ばないとされる以上、委員会会議規則の開票を除する開票を導入する機制を導き出すことには無理がある(本部第9・9・4規則平9・9・4規則第72号24回)。

③ 事務会

国会の秘書会については、憲法第1項がその要件として出席議員の3分の2以上の多數で議決したときと定めている(国会法22条は祭壇要件として、「議長又は議員10人以上の出席により」と定めている)。地方議会は公開が原則なのであるから、秘書会の開催はできるだけ制限されなければならないので、本条においてその「誰も要件を」出席議員の3分の2以上の多數」としている。秘書会の場は議長又は議員3人以上にしており、この議論を認める者は認められていない(本法②)。専門会議は開催する議論を認めると秘書会の内容に触れるおそれがあるからである。祭壇要件を除いた場合は秘書会が成立するが争点になつた事件がある。本法104条2・2・2条民法3巻2号44頁は、秘書会を保護した議員が1人だった場合でも、秘書会を開くことについて議員会議が実質なく承認した場合は、秘書会は成立し秘書会で議決をすることもできるとして、秘書会での本件議決も有効であると判断した。この判断によれば、秘書会が公開原則の重要な例外である点に対しは、秘書会が公開原則の実現には及ばないといふ取扱いがなされている(御林等規則第96条参照)。

〔鶴林原則〕

〔鶴林原則〕
第115条の2 普通地方公共団体の議会が開かれる際は、その開票によることに當たつては、開票の原則から秘書会の開票は便宜になされべきである。なお、秘書会を開くときは、過半数の議決がでよいときとされていて(行政院225・6・6自行法規93号)。ちなみに、秘書会での議論の記録は公表しないという取扱いがなされている(御林等規則第96条参照)。

の要件を定めている。議員の議案提出の要件が本法112条2項で「議員の定数の1/1以上の者の発議によらなければならぬ」。

【本条の趣旨】
本条は、議案に対する修正の動議を提出する際の要件を定めている。

【修正の動議】
第115条の2 普通地方公共団体の議会が開かれる際は、議員の定数の1/1以上の者の発議によらなければならぬ。

ます、住民が会議を自由に傍聴できることを指すいわゆる「傍聴の自由」に関する「新しい支障の対策となるのが開議請求による開票の実現の対象ではない」として、議長は議員の開票を除する開票を導入することには無理がある(本部第9・9・4規則平9・9・4規則第72号24回)。

④ 事務会

としている議論が多いが、近時では、■で述べた「開かれた議会」の一環として、委員会赤旗も本会議と同様に自由に傍聴を認められる議会が増えてきている。

ところで、委員会の傍聴を許可前にしていた議会が、委員会傍聴の許可を求めた新規社に対し、議会内の申し合わせに則り免聽不許可処分にしたことが争われた事件で、大阪高判昭57・12・23判時101号73頁は、本法が議会開設原則を採用していない以上、その公開については議会開設原則の広範な範囲に認められていない(本法②)。専門会議を認めると秘書会の内容に触れるおそれがあるからである。祭壇要件を除いた場合は秘書会が成立するが争点になつた事件がある。本法104条2・2・2条民法3巻2号44頁は、秘書会を保護した議員が1人だった場合でも、秘書会を開くことについて議員会議が実質なく承認した場合は、秘書会は成立し秘書会で議決をすることもできるとして、秘書会での本件議決も有効であると判断した。この判断によれば、秘書会が公開原則の重要な例外である点に対しては、秘書会が公開原則の実現には及ばないといふ取扱いがなされている(御林等規則第96条参照)。

【鶴林原則】
〔鶴林原則〕
議員の発議がなくとも住民には会議の開票の権利があるものの、その開票については定めていない。しかし、明文の規定がなくとも住民には会議の開票の権利があるのに、申し合わせに従つてなされた傍聴の不許可も議会の敷地内である、とした傍聴の不許可も議会の敷地内である、と判示した。この判決は、議員会の傍聴について議員に対する訴訟もその範囲の下にあるから、その訴訟を認めたため原審は認めた点で、誤認がある。

次に、議論の過程と結果を記した会議録を作成するが、その開票については本法128条が会議録の作成を定めているが、その開票については定めていない。しかし、明文の規定がなくとも住民には会議の開票の権利があるのに、住民から会議録開票請求があつた場合は、特別の事情がない限り、その要求に応じなければならぬ。その要件は別途規則11・6行政規則(1)。これに対して、議員会の会議録についてはその公開請求に対する非開票が争はれた事件で、長崎地検平7・9・25判例判決148号44頁は、本条の公開原則が委員会には及ばないこと、本法123条の会議録の作成も委員会には及ばないことを定めている。

【本条の趣旨】
本条は、議案の原則を定めるとともに、その例外としての秘書会について規定している。会議が公開されることによって議事はチェックするの限りとことなり、住民に議事はチェックする権利を与えることで議事が公正に行われることを担保し、その結果として住民と議事会議会活動のととなる。したがって、公開の原則が議会活動の

(2) 会議の開催

上述したように、会議の開催権は議長に属するので、会議を開会されることになるところが、本条1項の規定による[開会の権限]であり、これは本会議を指すと解釈される以上、委員会に対する本条の原則が及ばないとされる以上、委員会会議規則の対象に入らない。しかし、委員会等議も公開されることはできない(本部第9・9・4規則平9・9・4規則第72号24回)。

② 解釈

(1) 開議請求

本条1項により、議員会議の半数以上の者から請求があるときは、議長はその日の会議を開かなければならぬ。この場合の「開会」の内容は、議会の開会後においてその日のうちに会議を開かなければならぬ。この再開を求めるということであつて、議会の開会は含まれない(行政院22・10・6広島県松山市行政課規則)。すなわち、開議請求は、開会通告から開会通告までの間に必ずあるとし、したがって付議事件の開票は無効であると判断した。このように本条2項による開議に対する異議申立てと本法104条2項による開議の取扱による開票が並用される。すなわち、開票はかかる開会の開票を先にしたうで、開票はかかることとみなして開票を行なうが、会議の進行については、本条2項の要件である議会の決議によって解決されることが望ましいといえよう。

(開林原則)

〔開林原則〕
全般にわたることが、生まれる議会の姿である。今次の選舉改革において、「開かれた議会」の実現が目指されているのは当然のことといえよう。

〔開林原則の原則 総説会〕

第115条 普通地方公共団体の議会が開かれる際は、これを公開する。但し、議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で開票したときは、秘密会を開くことができる。

② 前段但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

③ 本条の趣旨

本条は、会議の公開の原則を定めるとともに、その例外としての秘書会について規定している。会議が公開されることによって議事はチェックするの限りとことなり、住民に議事はチェックする権利を与えることで議事が公正に行われることを担保し、その結果として住民と議事会議会活動のととなる。したがって、公開の原則が議会活動の

別冊法学セミナー no.21

新基本法シンクタンク 地方自治法

地方自治法

地政主導の地方制度
3法・第2次一括法
による改正まで対応

村上 順・白藤博行・人見 刚 編

坂尾洋子・石崎誠也・市瀬克哉・福澤一将・占部裕典
大田直史・岡田正則・垣見隆徳・紙野健二・川合敏樹
鷹林良則・猪原秀則・白藤博行・曾和俊文・田中孝男
田村達久・滝名豊安・野呂光・原島良成・原田一明
人見剛・本多清夫・前田雅子・三浦大介・三浦靖
村上順・山村博・日室井敬司・秦益樹・福坂佐和
山下達一・米内恒治

日本評論社

別冊法学セミナー
新基本法シンクタンク
地方自治法

地方自治法

3 地政
主導の
3法・第2次
一括法
による
改正までの
対応

村上
白藤
人見
剛

日本評論社

別冊法学セミナー no.21
新基本法シンクタンク
地方自治法

2011年11月16日 第1刷発行

東京アカデミー日本評論社
〒102-8474 東京都渋谷区渋谷大塚3-12-4
電話03-3817-8621(営業) 03-3887-8631(編集)

郵便番号100-0316
E-mail:info@nipsan.jp
FAX:03-3817-8626

定価:本体4700円+税

JCB・VISA・MasterCard・AMEX

本社の販売窓口はお預り扱いでこの販売を承認されています。

注:出荷予定期間は、そろつたと同時に、
(TEL:03-3817-8626・FAX:03-3887-8679、
E-mail:info@nipsan.jp) のお問い合わせください。

また、お問い合わせ窓口の担当者に直接お問い合わせして下さい。
お問い合わせ料金はかかりません。個人のお問い合わせはお問い合わせ下さい。
一切お受けできません。



9784535402478

C9432 ¥4700

ISBN 978-4-535-40247-8

発行
2011年11月

JCB VISA MasterCard AMEX